

平成26年第 4 回定例会

(第 4 日)

平成26年12月12日

平成26年第4回平川市議会定例会議事日程（第4号）平成26年12月12日（金）

午前10時04分開議

- 第1 議案第127号 平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
議案第128号 平川市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第129号 平川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第130号 平川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第131号 平川市碓ヶ関温泉会館条例の一部を改正する条例案
議案第132号 平川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案
議案第133号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
議案第134号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
議案第135号 津軽広域連合規約の一部変更について
議案第136号 黒石地区清掃施設組合同規約の一部変更について
議案第137号 工事委託契約の一部変更について
議案第138号 市道路線の廃止について
議案第139号 市道路線の認定について
議案第140号 市有財産の無償譲渡について
議案第148号 平成26年度平川市一般会計補正予算案（第4号）
議案第149号 平成26年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）
議案第150号 平成26年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第2号）
議案第151号 平成26年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第2号）
議案第152号 平成26年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案（第2号）
議案第153号 平成26年度平川市水道事業会計補正予算案（第3号）
議案第154号 平成26年度平川市下水道事業会計補正予算案（第2号）
議案第155号 平成26年度平川市新館財産区一般会計補正予算案（第2号）
- 第2 請願第4号 集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書採択の請願
- 第3 閉会中における議会運営委員会の継続調査について
閉会中における常任委員会の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（17名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三浦純一	8	欠	15	古川昭二
2	石田昭弘	9	工藤竹雄	16	成田敏昭
3	原田淳	10	對馬實	17	佐藤雄
4	桑田公憲	11	齋藤政子	18	齋藤英仁
5	工藤輝昭	12	—	19	欠
6	大川登	13	齋藤律子	20	古川敏夫
7	小野敬子	14	田中友彦	—	—

○欠席議員（2名）

8番 佐々木利正議員、19番 福士恵美子議員

○地方自治法第121条による出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	長尾忠行	会計管理者	菊池孝夫
副市長	古川洋文	農業委員会事務局長	須藤俊弘
総務部長	古川鉄美	選挙管理委員会事務局長	白戸照夫
企画財政部長	鳴海和正	平川診療所事務長	欠
市民生活部長	佐藤俊英	碓ヶ関診療所事務長	鈴木浩
経済部長	奈良進	監査委員事務局長	小山内功治
建設部長	櫻庭正紀	教育委員会委員長	内山浩子
水道部長	今英明	教育長	柴田正人
尾上総合支所長	樋口正博	農業委員会会長	古川寛三
碓ヶ関総合支所長	工藤久富	選挙管理委員会委員長	内山久人
教育委員会事務局長	芳賀秀寿	代表監査委員	古川敏明

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	鳴 海 景 文	主 事	石 岡 奈々子
主幹兼議事係長	浅 原 勉	—	—

午前10時04分 開議

○議長
(田中友彦議員)

皆さん、おはようございます。
 ちょっと遅れましたけれども、4分ぐらい遅れてますけども。
 ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。
 なお、説明補助員として、関係課長等が議場へ入ることを許可しておりますので、御了承願います。
 また、報道関係者が議場内において、撮影をすることを許可しておりますので、御了承願います。
 去る12月10日に議会運営委員会が開催されましたので、その報告が委員長からあります。

○議会運営委員会
委員長(齋藤政子議員)

11番、齋藤政子議員、登壇。
 (議会運営委員会委員長登壇)
 皆さん、おはようございます。
 去る12月10日に開催されました、議会運営委員会の会議の結果を御報告申し上げます。
 当委員会は、議長を除き6名が出席いたしました。
 会議の議題は、去る12月9日は一般質問が行われ終了いたしました。散会前の議長の発言についての取扱いについて協議いたしました。
 なお、議長からは会議の前に発言の真意についての話をされて退席されました。
 委員からは、議長席からの発言は重いものがあり、係る発言については散会前でもあり、会議録に載ることから発言の機会としてはふさわしくない旨の発言がありました。
 また、議長からの事前説明がない中での突然の発言で、身分に係る内容であることから議員からの反発があり、議長からは議員への説明と混乱へのお詫びが必要であるとの発言もありました。
 当委員会の結論は、委員長から議長へ、議員全員への発言の真意の説明をするとともに、発言に対しての混乱のお詫びを求めることになりました。

その旨議長へ伝えたところ、議長の承諾を得て、先ほど議員控室で議長からお詫びのお話がありました。

以上、議会運営委員会の結果を申し上げます。

平成26年12月12日、議会運営委員会委員長、齋藤政子。

(議会運営委員会委員長降壇)

○議長

議会運営委員長からの報告は終わりました。

私、ここで発言してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長

よろしいですか。

(議長起立)

○議長

去る12月9日の一般質問終了後、散会前の議長席からの私の発言につきまして、事前の説明もなく発言してしまい、議員の各位の皆様には本当に御迷惑かけました。議会内を混乱させてしまい、まことに申しわけありません。

私の真意としては、今後、補欠選挙が行われるような事態になった場合、ますます市民の信用を失墜させてしまうこと。多大な選挙費用が発生すること等を踏まえ、全議員をもって自主解散することを考えながら、これからの議員活動を行っていただきたいという思いがございました。

以後、議長席からの議長の発言は重く、慎重なる対応が必要であることを自覚して議事運営にあたりますので、今後とも何とぞよろしくお願い申し上げます。

(議長着席)

○議長

日程第1、議案の……

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長

3番、原田 淳議員。

○3番

すいません突然。

(原田 淳議員)

私、一般質問の一問一答方式について、ちょっと疑問がありましたので、ちょっと話させてください。

12月の10日に、石田議員は一問一答方式で一般質問を行ったわけですが、その時、市長が答弁した後に、工藤竹雄議員と齋藤律子議員から、一問一答方式の質問の仕方にかかなり強い口調で異議とか、あるいは問題ありとかが言われました。

工藤竹雄議員は、一問一答方式は決まりがあるというようなことを。齋藤律子議員は、申し合わせているというようなことを言っておりました。

私は、同じ新風の会の仲間として、石田議員を応援することができず、工藤議員、齋藤議員のおっしゃった決まり、申し合わせがあることを知らず、自分はいかに勉強不足かということに対して、自分自身に非常に情けなく、また、石田議員に申しわけないと思いました。そして、石田議員に何と言えればいいのか言葉が出ませんでした。

そして、その決まり、申し合わせごとがどこに書かれているのか調べてみましたが、私の調べた限りではどこにも書かれていません。

工藤議員と齋藤議員には、私たち新人議員は今後のこともありますので、どこにそのことが書かれてあるのかお知らせしていただきたい。このことについては、両議員がくどくど、どうのこうのと言わず、書かれてあるところだけを示していただきたい。

ちなみに、県議会では、石田議員が質問した形の方式が取られているということです。私も、石田議員の一般質問の方法が非常に理解しやすいものだと思っておりました。

もし、両議員が、その書かれているところを示すことができないのであれば、石田議員に謝罪していただきたい。そして、発言を削除するよう議長に申し出ていただきたい。

この問題については、今後、議運で協議をし、はっきりと申し合わせ事項に載せるべきであると思っております。

私の言ったことに対して、失礼なこと、あるいは気に障ったことがあれば先に謝っておきます。まことに申しわけありませんでした。

ということで、この件について両議員の会見をお願いいたします。以上です。

○議長

ただいまの3番、原田 淳議員の発言についてでございますが、この件については早急に議会運営委員会を開催して決めたいと、そう思いますのでよろしくをお願いします。

13番、齋藤律子議員。

○13番

はい。

(齋藤律子議員)

本会議での発言ですので、一言、言わせていただきます。

この一般質問の方式による発言は、休憩をしてから発言しております。このことは、私も現在の申し合わせ事項にないということで探しております。昨日、そういう声がありますので。

探しておりますが、実際、合併時の時に文章で説明を受けておる記憶があるので、私もそういう文章を取っておいたんですが、すぐには見つかりませんでしたけれども、記憶にあるので、発言を休憩のときにさせていただきます。

今回のことは、本会議でどういう忖意があるのかわかりませんが、一般質問のやり方に対しては、全体でやっぱり、議会運営で新人議員を含めて、きちんとやり方を精査していく、いい時期ではないかと思っております。

そういう石田昭弘議員の個人に対してですね、そういう恣意的な発言ではないということは確かで、大事なことです。一応、休憩の中で言わせていただきました。

こういう中で本会議を遅らせていくということも、また一つ大変残念に思います。そういうことであれば、新人議員の悩みとして、やはり皆

が議会構築のためにですね、市民に開かれた議会として大事な一般質問のやり方ですから、きちんとやっぱり取り上げていく、別な手立てでやっていくことがあるかと思いますが。

これは議会事務局の関係者にも私、ちょっといろいろ聞いてみました。合併時のこともありますので。それは一般質問のこのやり方は、尾上方式なんです。一問一答方式と。そういうことでは、常にここをずうっと10年以上やってきたものとして、今回、そういう休憩中の発言をいたしました。そういう新人議員に対しての、そういう恣意的なものではないことは申し上げておきます。

○議長

○9番

(工藤竹雄議員)

9番、工藤竹雄議員。

私もいま名指しされた一人として、いま齋藤律子議員が言ったように合併前、尾上の議会の時から一問一答方式がつくったんです。これは議運の委員会で、当時、県外に視察に行って採用したものであります。

そして合併して、この一問一答方式が合併後の採用の中身なんです。ですから、記録には、申し合わせには確か前にあったんです。一回何回もこういうことやって、議長からも注意されているんですよ。質問の仕方が違うとか。いろんな経緯があります。

ただ、いま原田議員が言ったように書きものにはない。前は確かあったような私は記憶しておりますけれども、今現在はないということは、それはどっかに紛れてしまったかも知れないけれど。

ただ、私は個人的にその議員を批判しているんじゃないんですよ。ただ、私は勉強してもらいたい意味もあるんです。1年生議員だから何でも許されるわけじゃないんです。議員としての資格は、1年生議員であろうが5年生議員であろうが、みんな一緒なんですよ。

ですから、人に聞いて覚える。現場において、議場において、一問一答方式やっている人がいっぱいいます。どういう方法でやっているのか、その場で勉強するのが私は議員としての活動だと。

そういうふうに思っておりますので、私はあえて個人攻撃をしてるわけではございません。過去にそういうことで、ずっとやってきた経緯の中で申し上げたということでございますので。

それで傷つけたということであるならば謝りますけれども、原田議員が言ったことが、本人が言ってました。間違っているなら謝る。そうであるならば、最初っから言わなかったほうがよかったのかなあという感じもいたします。終わります。

○議長

○18番

(齋藤英仁議員)

18番、齋藤英仁議員。

18番。

私、感じたことは、議会の議員でもあるんですけども、やっぱりその場、その人、立場によっては慎むべきこともあるべし、でしゃばることもまたなければならぬ。

ちょっと聞いてますと、でしゃばりかなということを感じますけれど

も、この議論は議会の運営の方法の論議でありまして、本会議場でこれだけ議論するとかという問題でないと思いますので。

議長、進行。ぜひ進めてください。これ議運でやって、内輪でやるべきことですよ。恥ずかしい。以上です。

○議長

この件については、議会運営委員会に早急に諮って、明文化するものを明文化してやりたいと。そう思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、議案の審議に入ります。

議案第127号平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第127号平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第127号は、原案のとおり可決されました。

議案第128号平川市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第128号平川市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第128号は、原案のとおり可決されました。

議案第129号平川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

○議長

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終わります。

議案第129号平川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第129号は、原案のとおり可決されました。

議案第130号平川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第130号平川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第130号は、原案のとおり可決されました。

議案第131号平川市碓ヶ関温泉会館条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

13番、齋藤律子議員。

○13番

13番。

(齋藤律子議員)

それではお尋ねをいたします。

今回の条例の一部を改正する条例は料金の改正ですが、平川市民の分だけが50円ずつ、現行と比べれば高くなっているわけです。平川市民以外はそのままということでありますけれども、どうしてこのようなことになったのかということの説明をお願いします。

○議長

碓ヶ関総合支所長。

○碓ヶ関総合支所長 (工藤久富)

はい、お答えいたします。

現在の料金体系でございますけれども、市民と市民以外の料金に差がございます。このように差がございますと、どうしても現場でトラブルの原因となりますので、将来的には同一の料金にしたいと考えております。

しかし、現在の市民の料金を市外の料金まで引き上げますと100円の増

額となり、値上げ幅が大きいということから、今回、市民については50円の値上げということにさせていただきました。

また、それを統一するため、市外の料金を逆に50円下げて200円にしますと減収につながりますので、市民以外の料金は250円に据え置きまして、新たに回数券を発行いたしまして、市民以外の方により多く入浴していただきまして増収につなげたいということで、そのようにいたしました。以上です。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

将来的には同額にしたいということではありますが、本当に市民の皆さんからは、やっぱり市民としての暖かい恩恵があるということで、この碓ヶ関の温泉はとても親しまれています。

何度か利用したことはあるんですが、市外か市内かを全然チェックする、それが無いわけですね。市内の方と一緒にいけば、そのまま市外の方も平川市民として入れる、入っているかもしれない。

そういうことが、常にいままでもちょっと心配をしてきましたが、増収を上げる、増収増やすというのであればもっと別な手立てで。市民はやはり恩恵があったほうが嬉しく思いますので、回数券を発行して市民以外をもっと増やして増収するんだという。

でも、そのチェックがないとやっぱりあれだし、12枚ということではちょっとおまけが付くわけですからどうなのかなと。そこら辺はいまの利用状況などを踏まえて、どういうふうに試算したのかお知らせください。

○議長

碓ヶ関総合支所長。

○碓ヶ関総合支所長 (工藤久富)

現場での市民と市民以外の確認というのは、やはり身分を証明書まで提出というまでにはいかないものですから、申告どおりそのまま受け取っている状況であります。

現在の状況でありますけれども、入浴者数は年々減少傾向にございまして、市民についてはこれ以上のなかなか増えていただくことが難しいということから、市外の方には今回は据え置きして回数券を発行して、より多く入っていただきたいという考えでございます。以上です。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

トラブルということをさっき、トラブルの原因ということをおっしゃいましたが、実際にはどのようなトラブルなどがあるのかなと思っただけです。そのことも一つ。

それから、自動販売機で券を買うわけですね。あと全然チェックがないわけですので、そこら辺もまた、自動販売機は大変人手もかからないし、それはそれとしていいことでもあるのでしょうけれども、やっぱりもう少し改善をして、この引き上げをちょっと抑えてほしいなというそういうことがありますので、トラブルとかがどういうふうになっているのか。はい、お願いします。

- 議長
○碓ヶ関総合支所長（工藤久富）
碓ヶ関総合支所長。
私、トラブルとかっていう言葉を使いましたけれども、市民か市民でないかという確認の方法で、「私、市民だ」と言われれば、「はい、そうですか」という、ただそれだけの対応をしておりますので、特段そのトラブルということはありません。
今後につきましては、現在の料金体系、これでも十分近隣の温泉に比べれば安い料金でございますので、市民については十分恩恵は現在でもあるというふうに考えてございます。以上です。
- 議長
ほかに御質疑ありませんか。
16番、成田敏昭議員。
- 16番（成田敏昭議員）
先ほど、総合支所長のほうから、最近の入浴者が大分こう減少しているというお話がありましたけれども、その状況っていうものを。昨年と比べれば今年の上半期はどのくらい減少しているのか、お知らせ願いたいと思います。
- 議長
○碓ヶ関総合支所長（工藤久富）
碓ヶ関総合支所長。
ここ数年の入浴者数の状況でございます。
平成22年度が11万3,878人。平成23年度が10万6,992人。平成24年度が10万4,792名。平成25年度が10万2,540名。本年、平成26年度の見込み数でございますけれども、10万120名というふうに見込んでございます。
傾向でございますけれども、大体1年間で2パーセントないし3パーセントの減少傾向でございます。以上です。
- 議長
○16番（成田敏昭議員）
16番、成田敏昭議員。
私も毎日温泉に入ってますんで、減少してるなっていう、こう肌で感じていますがけれども、確かに碓ヶ関は昔から出湯の里として、多くのお客さんを取り入れてきたわけですので、できれば近隣の町村含めて多く入ってもらいたい温泉にしてほしいというのが、私も感じているところであります。
ただここにきて、ただ料金を上げるだけではたしてこの経営がよくいくのか、また最近聞くところによれば、晩に入れたお湯が低いとか、水位が下がっているとか、またここ数日は湯が熱いとか、いろいろこう問題があるようであります。
その辺の解決にも努力していただかないと、やっぱり地元の人はそれなりに入ってくれると思うけれども、村外の人については大変こう熱いとか、湯が少ないとか、いろんな批判が出るかと思っておりますので、その辺にも気を遣っていただければ大変ありがたいと思っております。
今後とも温泉については管理等は大変難しいものだということで、昔から先輩たちにも聞いていますんで、どうか職員の皆さんについてもその辺を十分考慮した値上げにつながってほしいというのが、私からの願いであります。どうか今後ともよろしく願います。
- 議長
ほかに御質疑ありませんか。

- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
以上で質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議案第131号平川市碓ヶ関温泉会館条例の一部を改正する条例案について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
- 議長 (「異議あり」と呼ぶ者あり)
異議がありますので、この採決は起立により採決します。
本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
- 議長 (賛成者起立)
起立多数です。
よって議案第131号は、原案のとおり可決されました。
議案第132号平川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案を議題とします。
これより質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
- 13番 (齋藤律子議員)
13番、齋藤律子議員。
はい、13番。
この議案第132号は、子ども子育て支援新制度にかかわる条例整備だと思えますけれども、この中でですね3ページです、第10条3の資格等などずっと列記がささっております。保育士の資格を有するものから学校教諭の資格を有するもの、いろいろこう列記ささっておりますが、これは現行の要綱とはどのような違いがあるのか、御説明をお願いします。
- 議長 市民生活部長。
○市民生活部長 (佐藤俊英) お答えいたします。
放課後健全育成事業の職員の資格の関係でございますけれども、現在、放課後児童健全育成事業は、平川市放課後児童健全育成事業実施要綱に基づいて実施されておまして、事業の詳細につきましては平成19年10月19日付けの厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知による放課後児童クラブガイドラインに沿って実施してございます。
職員の体制について国のガイドラインでは、放課後児童指導員を2名配置すること、また、児童福祉施設最低基準、昭和23年12月29日付けでございます。の第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいとされてございます。
今年度10クラブの指導員25名、常勤・非常勤合わせてでございますが、この方たちの資格の状況につきましては、保育士または幼稚園の教諭が15名、幼稚園以外の教諭2名、2年以上児童福祉事業に従事しているもの4名、資格のないものが4名となっております。資格のない指導員

のみで運営されているクラブはないということでございます。

今回の条例案で職員の資格について規定されています、1クラブに放課後児童支援員を2名以上配置して、うち1名は補助員をもって支援員に変えることができるとしています。これは国の基準に合わせたものですが、現在の資格の保持者で十分クリアできる内容になってございます。

また、児童支援員の都道府県知事が行う研修を終了しなければならないというものがございすけれども、これは平成32年3月31日までに研修を終了すれば、その資格があると認定されるものでございます。

あともう一点、先ほど申しました児童福祉施設の最低基準の38条。こちらは、今回の10条に規定されたものの中にすべて含まれてございます。さらにそれに今回、(2)の社会福祉の資格を有するもの、それと最後の第9番の高等学校卒業者であり、かつ、とかつてあるこの部分、これを先ほどの38条にさらに追加された内容になっているという内容でございます。以上でございます。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

詳しく述べていただきました。

(齋藤律子議員)

望ましいという、そういうことを大まかなものが、きちんとこういうふうの規定されたというふうを受け取っております。ですが、大変立派な資格を有しているものも、もちろんこういう方たちだけが集まればいいですが。

やはり先ほど部長も言いました(9)番、ここが市長が適当と認めたもの。ここで全部1番からいろいろ書かれている高度な有資格者を、有資格がなくてでも市長が適当と認めたものは、全部この該当するようになっていくということでは、国のいまの子ども子育て支援新制度を見ますと、やっぱり今後、安上がりのそういうようなことを求めているんだなあということでも。文章では何だかそう感じないですが、今後の5年間ですよ……やっていくと。

平川市は大変配慮して行っていますが、これ全国的なものなので、やはりこう劣悪になっていくということも十分懸念するわけです。

そういうことでこの32年3月31日までの間に適用しないことができる。7ページの最後にありますが、これまでに資格をいろいろ研修受けたりするってこともありますが、市ではじゃあ32年3月31日までの間に適用しないことができるかとありますので、この5年間どのようなスケジュールをもってやっていくのか、そこが決まっていたらお知らせください。

○議長

市民生活部長。

○市民生活部長

例えば附則のですね、第4のところでございますけれども、これも第10条第4項の規定については、32年3月31日までの間に適用しないことができるということであってございます。

(佐藤俊英)

この内容は、いわゆる1単位を40人にしなければならないというところ

ろの部分でございますけれども、以前の国のガイドラインではおおむね40人以下とする。ただし、最大70人までというふうな規定になってございました。

今回ですと、この40人を超えるクラブが2クラブ存在します。このクラブはどうするかという、そのクラブを割るなどの措置をしないとイケません。そうすると建物の準備とか、いろいろな準備が必要であることからその経過措置を設けたわけですが、この5年間という、なぜ5年かと申しますと、この放課後児童クラブはいわゆるいまの子育て支援事業計画、この中の必須事業としてこの事業を盛り込みなさいというふうなうたわれてございます。

この計画が5年間、32年3月31日までが第1期目の計画期間ですので、この計画期間の間に何とか速やかに改善してくださいよと。そういう意味での5年間でございます。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

その1単位を40人ということですが、2クラブを超えているということでもありますけれども、これは親のほうからも大変こう窮屈だとか、いろいろそういう声も聞いたことがあります。

そういうことで、40人以下最大70人までとこういうこともあるわけで、そうすれば最低基準、こういう基準というものは最高の基準のようになっていて、なかなかこの40人という、それを越えた分をどういうふうにするかということに対しては、なかなかいままでもやってこなかったわけですね。やれなかった向きもあるわけで、そういうことを考えるとやっぱりこの放課後児童に対するサービス低下にもつながるのではないかなど。

それは市のほうで、一生懸命頑張っていくということであればいいんですが、こういうことが整備されていきますと、いろいろな緩和ができるということにもなるので、そこら辺はどういうふうに平川市は思っているでしょうか。

○議長

市民生活部長。

○市民生活部長

(佐藤俊英)

以前のガイドラインが40人、最大で70人。今回は40人とはっきり規定されましたので。それと今回のこの改正の一番の目玉が、小学校3年生までだったものが小学校6年生までになります。

そうすると余計やっぱりこの施設に関しては、その人数というものが大きく影響してくると考えられますので、ぜひそれは40人を超えているところについては、そういうふうに分けていただくというふうな方向で、安全を確保していただきたいというふうな願いでございます。

○議長

9番、工藤竹雄議員。

○9番

(工藤竹雄議員)

いまの件について、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

過去に財政の関係で、支援員を増やさなかったというような経緯もあったんですよね。いま1単位が40人と。そうすると面積、確か前の面積

一人当たり畳一枚、そういうような基準が確かあったはずであります。

そういったことから、面積と人数に合わせた、その放課後児童の場所というのは、これちゃんと確保されているのが基準に値しているのか。

そして1単位40人に対して支援員が何人必要なのか。それで何名を超えるとまた何人を増やさなくてはならないのか。その点ちょっと教えてください。

○議長

市民生活部長。

○市民生活部長
(佐藤俊英)

以前の市の要綱では、その面積のことが書かれてございませんでした。ただ、ガイドラインでは現在の条例にうたわれます、おおむね1.65平方メートル以上、これが望ましいというガイドラインではあったんですが、今回この1.65平方メートルというものが、はっきり条例で規定されました。

今回、この条件に合わないのが1クラブございます。ですので、こちらのほうもいわゆる先ほどと同じ5年間の経過措置を設けてございますので、そちらのほうで措置していただくということでございます。

あともう一点……、この支援員は2名でございます。資格を持ったものの1名、あと補助員が1名ということになってございます。ポイントについては、前回も今回も人数については変わりございません。

○議長

9番、工藤竹雄議員。

○9番

それが、1対40人に対してのいまの答弁なんですか。人数は。

(工藤竹雄議員)

それともう一つ、これを超えた場合、じゃあ何名に対して何名を増やさなくてはならないと。そういう基準もあると思うんだけども。先ほど尋ねたんだけども、それも合わせてもう一回。

○議長

市民生活部長。

○市民生活部長
(佐藤俊英)

今後の単位はあくまでも40名ですので、その40名に対して2名です。以上です。

○議長

16番、成田敏昭議員。

○16番

(成田敏昭議員)

いろいろいま質問の中で答弁してますけども、最近、私、耳にしているのは、碓ヶ関の児童館がなんかこう閉鎖になって別な所に移るとか、つくるとかっていう話を耳にするんですけども、その辺さっき基準に合わないからそういうふうになるのか、その辺もしわかっていたらお知らせください。

○議長

市民生活部長。

○市民生活部長
(佐藤俊英)

碓ヶ関の児童館は平成27年度から、児童クラブのほうに移行したいという申し出がございました。ですので、クラブ数が増えます。

先ほどの人数の関係で、二つに割らないといけないクラブも二つ。それからあと新規で行いたいという事業も一つございますので、現在10クラブですが、来年度以降、割るのが時間的にどのくらいかかるか、ちょっと準備の関係等あるかとは思いますが、全部で14クラブになる予定としてございます。以上です。

- 議長
○16番
(成田敏昭議員)
○議長
○市民生活部長
(佐藤俊英)
- 16番、成田敏昭議員。
いま児童館とクラブという言葉が出ましたけれども、その辺どうつながるのか、ちょっと中身お知らせ願いたいと思います。
- 市民生活部長。
対象の年齢が違います。児童館の場合は、もっと年齢の上の方まで引き受けれるということになってございます。児童館は大体おおむね小学校6年生までと。ああ、児童クラブですね。というふうなそこいら辺の違いがございませぬ。
- 議長
○16番
(成田敏昭議員)
- 16番、成田敏昭議員。
児童館と児童クラブの違いわかったんですけど、クラブに変更すると年齢が下がるということになれば、碓ヶ関の場合、さっき改正すれば6年生まで入れるんだということになっていくと、クラブになると4年生までで終わるんですか。その辺について、もう少し詳しくお願いします。
- 議長
○市民生活部長
(佐藤俊英)
- 市民生活部長。
新しい制度ですと、児童クラブは6年生までということですよ。児童館は大体18歳ぐらいまでとか言いますが、それほど碓ヶ関の場合はこの対象者がいないので、もしあったとしてもその児童クラブの中で何らかの方法で対応できるというふうなことで移行したいというふうな要望がございました。
- 議長
○16番
(成田敏昭議員)
- 16番、成田敏昭議員。
現在の児童館があるわけですけども、何か別な場所に建てるとか、建てないとかっていううわさもあるんですけども、その辺は移行する申請がなんが上がっているんですか。お尋ねします。
- 議長
○市民生活部長
(佐藤俊英)
- 市民生活部長。
いまの予定しているクラブは、児童館の場所に移るということでございます。
- 議長
- ほかに質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長
- 以上で質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長
- 討論を終わります。
議案第132号平川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議あり」と呼ぶ者あり)
- 議長
- 異議がありますので、この採決は起立により採決します。
本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

- 議長
起立多数です。
よって議案第132号は、原案のとおり可決されました。
議案第133号定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
9番、工藤竹雄議員。
- 9番
(工藤竹雄議員)
大石武学流の庭園の調査、普及及び活用の件で、平川市は盛美園あります。弘前市は名前忘れました、黒石もあります。そういう関係で、例えば修繕等もろもろあると思うんですけども、その負担等についてはどういうふうになるんですか。
- 議長
教育委員会事務局長。
○教育委員会事務局長 (芳賀秀寿)
この協定では、そういったことの費用負担も含めた協定ではなくて、そういった弘前市を中心とした大石武学流という共通のテーマを結びつけながら、例えば観光コースであるとか、史跡の文化コースであるとか、そういった方向に向かいましょうという、そういう意味でございます。
なお、例えば平川市内にあります盛美園の補修等につきましては、平川市が国の補助を得ながら一緒に進めていくということでございます。
- 議長
9番、工藤竹雄議員。
○9番
(工藤竹雄議員)
調査、普及及び活用ですから、その市町村にある部分は自分たちでやると。過去に盛美園の関係、合併前ですけども。台風被害あって確か当時尾上町で三千万円ぐらいですか、確かそういう負担した行為があります。これ国の関係ですから。そういった行為が発生するんですよ。それが弘前にあった場合でも、締結してそれをこっち持ち出すのか、仮にあった場合。そういった関係もちよっとお尋ねしているわけですけども、その点もどうぞ。
- 議長
教育委員会事務局長。
○教育委員会事務局長 (芳賀秀寿)
基本的には、それぞれの市町村内にあるものにつきましては、それぞれの市町村がいままでどおり対応するっていう考え方です。
- 議長
17番、佐藤 雄議員。
○17番
(佐藤 雄議員)
はい、17番。
議案第133号についての、その中身についてでございます。大石武学流庭園については、旧尾上町では盛美園をはじめ庭園づくりにいそしんできたまちでございます。全国農村景観100選にも選ばれたまちでございます。
11月の4日に、黒石で景観inフォーラムというのがありました。私も行きました。我が平川市では、平川市在住の人ひとりは見ましたけれども、出席しておったのかどうか、まず一つであります。我が平川市からは、出席していないと私は思っていますけれども。
また、先ほどいま9番議員からもお話ありましたが、この第3条、ウの教育の中に、大石武学流庭園の調査、普及及び活用。取り組みの内容

については、圏域内の指定名勝及び登録記念物の庭園を核とし、大石武学流庭園の掘り起こしを行い、津軽独自の庭園文化の普及及び活用を図る。とございます。

近ごろ、旧尾上中央公民館の跡地についてですね、いろいろなことがあります、市長にお尋ねしますが、この津軽独自の庭園文化の普及及び活用を図る。その下のほうにも、必要な経費を負担すると。これはいま工藤議員からお話ありましたんで割愛しますが。この7のアのa、b、それらについて、市長の見解をお尋ねするところがございます。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

今回の定住自立圏に関する協定の一部を変更するこの締結についてはですね、さまざまあるんですが、その中で大石武学流に関しましては弘前市と黒石市と平川市、この三つにある、黒石市でいきますと金平澤成園でしたか、平川市でいきますと盛美園、それから清藤家の庭園も入っていると思いますが。

そういうところを掘り起こしながら、いわゆる津軽に根付いた庭園文化である大石武学流のこの庭園を、維持していこうということですが、それに関する負担は圏域全体ではなくして、やはりそれぞれの市町村で負担をすることになると思います。

ただ、例えば盛美園に関しましても、いまの管理に関しては国それから県、市、そして個人負担もあります。かなり清藤家の皆さんに盛美園の管理にかなり御負担をいただいております、そういうふうな管理の仕方でもやってきておりますし、これからもそういう形になっていくと思いますので。

議員、先ほど申されました、尾上公民館の跡にある小庭園と言いますか、あそこに関してはこの中には含まれてはいません。確かあの庭園も大石武学流のもとに蓑虫山人が関与したとか、そういうふうな話も聞いておりますが。

そういうこともありますけれど、こういうふうな今回のいわゆる定住自立圏構想の中で武学流を広めて、掘り起こしはこれからやっていくことになると思いますが、現在そういうところまで入っていないというのが実情であります。以上です。

○議長

17番、佐藤 雄議員。

○17番

(佐藤 雄議員)

この第3条のウの教育のところ、やっぱりこれらをきちっと担当課において、これまでの認識を改めてこういう条例があるということ、普及に努めていただきます。よろしくお願いします。

○議長

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議案第133号定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第133号は、原案のとおり可決されました。
議案第134号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第134号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第134号は、原案のとおり可決されました。
議案第135号津軽広域連合規約の一部変更についてを議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第135号津軽広域連合規約の一部変更について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第135号は、原案のとおり可決されました。
議案第136号黒石地区清掃施設組合同規約の一部変更についてを議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議案第136号黒石地区清掃施設組合規約の一部変更について採決します。
- 議長 本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって議案第136号は、原案のとおり可決されました。
議案第137号工事委託契約の一部変更についてを議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第137号工事委託契約の一部変更について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第137号は、原案のとおり可決されました。
議案第138号市道路線の廃止についてを議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第138号市道路線の廃止について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第138号は、原案のとおり可決されました。
議案第139号市道路線の認定についてを議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第139号市道路線の認定について採決します。

- 議長 本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
 異議なしと認めます。
 よって議案第139号は、原案のとおり可決されました。
 議案第140号市有財産の無償譲渡についてを議題とします。
 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
 17番、佐藤 雄議員。
- 17番
 （佐藤 雄議員） はい、17番。
 この財産は、私、間違っているかどうかわかりませんが、昭和56、7年あたり、金屋水稻生産組合が旧尾上町に寄附採納の形で寄附されたところ認識しております。それから月日が経ちましたけれども、金屋の水稻生産組合では町のほうから借りて、事務室並びに育苗ハウスをあすこでやっているものと思っております。
 この財産の土地の調書の中に、私はあすこ田んぼだと思っていたら、みな現況地目は宅地でございます、計で1,277万6,931円と評価額が出ております。税務関係の企画財政部長にお尋ねしますが、これでゆくと金屋水稻生産組合は今後、どのくらいの税負担になるのか。まず一つお尋ねします。
- 議長 総務部長。
 ○総務部長
 （古川鉄美） この件についてはですね、昭和51年の8月2日に寄附採納願いが提出されまして、それから51年の9月7日から無償で水稻組合に無償で貸していたということでございます。
 それでですね、評価額が先ほどこの議案にもあったとおり、1,277万6,931円です、これから固定資産税がいくらかかかっていくかということですが、ちょっと私、いま資料を持ち合わせておりませんので、後ほど答えさせていただきます。
- 議長 17番、佐藤 雄議員。
 ○17番
 （佐藤 雄議員） あすこ、この調書によると全部宅地。ハウスなどもこれ含まれている面積でしょうか。
 ○議長 総務部長。
 ○総務部長
 （古川鉄美） これについては無償譲渡ということで、市有財産については土地だけでございます。
 ○議長 ほかに御質疑ありませんか。
 佐藤 雄議員。
 発言いいです。もう一度、はい。
 （「答弁がないので」と呼ぶ者あり）
- 議長 総務部長。
 ○総務部長
 （古川鉄美） これについては農機具の格納庫ということで、ハウスについては含まれておりません。
 ○議長 17番、佐藤 雄議員。

- 17番
(佐藤 雄議員) ハウスなど含まれておらないとすると、格納庫、事務室等が三千なんぼです。面積、あすこの建っているものからいくと、そんなにあると思いませんが、もう一回確認します。どうでしょうか。
- 議長 総務部長。
- 総務部長
(古川鉄美) 実際その稲を植える、苗を植えるハウスはあるんですが、ここの部分については、農機具の格納庫の用地として使っているということで、無償で貸付しております。
- 議長 ほかに御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 以上で質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第140号市有財産の無償譲渡について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第140号は、原案のとおり可決されました。
11時20分まで休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時20分 再開

- 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
総務部長。
- 総務部長
(古川鉄美) 先ほどの無償譲渡した後の固定資産税ですが、12万5,200円でございます。
(「12万」と呼ぶ者あり)
- 総務部長
(古川鉄美) 12万5,200円です。
よろしくお願いします。
- 議長 議案第148号平成26年度平川市一般会計補正予算案(第4号)を議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第148号平成26年度平川市一般会計補正予算案(第4号)について

採決します。

○議長

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって議案第148号は、原案のとおり可決されました。

議案第149号平成26年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第149号平成26年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第149号は、原案のとおり可決されました。

議案第150号平成26年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第150号平成26年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第2号）について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第150号は、原案のとおり可決されました。

議案第151号平成26年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長 討論を終わります。
議案第151号平成26年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第2号）について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第151号は、原案のとおり可決されました。
議案第152号平成26年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案（第2号）を議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第152号平成26年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案（第2号）について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第152号は、原案のとおり可決されました。
議案第153号平成26年度平川市水道事業会計補正予算案（第3号）を議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第153号平成26年度平川市水道事業会計補正予算案（第3号）について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第153号は、原案のとおり可決されました。
議案第154号平成26年度平川市下水道事業会計補正予算案（第2号）を議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。

- これより討論を行います。討論ありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
 議案第154号平成26年度平川市下水道事業会計補正予算案(第2号)について採決します。
 本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
 よって議案第154号は、原案のとおり可決されました。
 議案第155号平成26年度平川市新館財産区一般会計補正予算案(第2号)を議題とします。
 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
 これより討論を行います。討論ありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
 議案第155号平成26年度平川市新館財産区一般会計補正予算案(第2号)について採決します。
 本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
 よって議案第155号は、原案のとおり可決されました。
 日程第2、請願第4号集团的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書採択の請願を議題とします。
 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
 これより討論を行います。討論ありませんか。
 13番、齋藤律子議員。
- 13番 賛成討論です。
 (齋藤律子議員) 反対討論から。
- 議長 通告がございませんので、賛成討論からどうぞ。
- 13番 はい。
 (齋藤律子議員) 議長、13番。
- 議長 13番、齋藤律子議員。
- 13番 請願第4号集团的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書採択の請願に対し、賛成の立場で討論を行います。
 日本の政治の歴史でも、集团的自衛権はアメリカの海外での戦争への日本の派兵との関係で、これまでも問題になってきた事柄です。

平成26年7月1日、安倍政権が集団的自衛権行使容認を閣議決定してから1カ月後の8月6日、広島での平和式典後の安倍首相との会合で、被爆者代表の吉岡幸雄さんは、平和公園の記念碑の石棺には、「安らかに眠って下さい 過ちは繰返させぬから」と刻まれています。集団的自衛権行使を容認した閣議決定は、この碑文の誓いを破り、過ちを繰り返すものだ。閣議決定の撤回を求めます。と訴えました。

長崎でも8月9日の市主催の平和式典で、被爆者代表の女性がいま進められている集団的自衛権行使容認は、日本国憲法を踏みこみ暴挙です。と批判をしました。

戦後の苦しみをいまなお背負って生きている悲痛な声にも、聞く耳を持たない今の政治です。日本は憲法9条があるため、集団的自衛権行使はできないことになっています。あたりまえを貫くことができない暴挙に対し、当然の怒りの声ではないでしょうか。

7月1日の閣議決定後、各地方紙に寄せられた心にとまった声を述べさせていただきます。「安倍首相をはじめ、戦場という死の現場をわかっていない政治家が多い。自衛隊の連中をすぐそのまま戦場にもっていくことを平気で思っている。自衛隊の人が足りなくなって徴兵制度がしかれるようになることが大変怖い。70年経っても戦争体験者はつらい。戦争で苦しむ人間は我々の世代だけでたくさんである。集団的何とかという妙な理屈をこねて命を軽く扱う世の中にしようとしている。命の大切さに理屈などない。」などです。

海外で戦争する国づくりのために、周辺事態法や自衛隊法、PKO協力法、日米物品役務相互提供協定など、20本近い関連法の整備をこれから進めようとしています。いま自分には何もかわりないと遠くから眺めていては、気がついたときはすでに手遅れということになりかねません。そのことを心底思っている次第です。

そうならないようにするためにも、平川市民の命を守り、恒久的に平和を希求し、請願4号に賛成をします。以上、賛成討論です。

○議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

請願第4号集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書採択の請願について採決します。

この採決は起立により採決します。

本案を採択することに、賛成の方は起立願います。

(「賛成者起立」)

○議長

起立少数です。

よって、請願第4号は不採択と決定されました。

日程第3、閉会中における議会運営委員会の継続調査について、閉会中における各常任委員会の継続調査についてを議題とします。

○議長

はじめに議会運営委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についての継続調査の申し出がありました。

また、各常任委員長などより、各委員会の所管事務調査についてを閉会中における継続調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長及び各常任委員長などの申し出のとおり、閉会中における継続調査に付することに決定いたしました。

なお、各常任委員会においては、調査期日、調査内容、その他細部について、各常任委員会で協議の上、実施していただきたいと思います。

以上で、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって、平成26年第4回平川市議会定例会を閉会します。

午前11時33分 閉議及び閉会